

令和3年第7回稲沢市農業委員会総会会議録

令和3年7月26日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	近藤 晴義	2番	堀田 正彦
		4番	吉田 高雄
		6番	永井 龍右
7番	杉村 由幸	8番	瀧 信義
9番	山田 英茂	10番	長谷川 淳一
11番	後藤 広高	12番	山内 則彦
13番	浅野 早苗		
15番	渡邊 晃一	16番	田中 倫雄
17番	近藤 豊光	18番	野村 高司
19番	竹田 八重子		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
3番	櫻井 二子	5番	永井 伸治
14番	太田 道雄		

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主査	内藤 一広	主事	野村 諒

【農務課】出席者

主幹	川口 善徳	主事	後藤 諒
	本田 貴裕		

午後2時00分開会

**【事務局】**

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用、会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から、令和3年第7回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は、櫻井二子委員、永井伸治委員、太田道雄委員の3名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、近藤会長、議事進行をよろしく申し上げます。

**【会長】**

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

本格的な夏を迎え、厳しい暑さが続きますので、健康には十分、留意していただきたいと思います。

それでは、只今から、令和3年第7回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は16人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、4番吉田高雄君、6番永井龍右君を指名いたします。

次に日程第2議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

所有権移転の案件です。3ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在7,043㎡の農地を経営しており、個人で年間300日、世帯では700日農業に従事しています

続いて権利設定です。4ページをお願いします。

(番号2申請地、地目、地積、申請内容朗読)

令和3年7月26日から5年間の賃借権の設定です。

受人は、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在1,367㎡の農地を経営しており、個人で年間200日農業に従事しています。

(番号3申請地、地目、地積、申請内容朗読)

令和3年7月26日から10年間の賃借権の設定です。

受人は、今回の申請で農地を賃借することにより、新たに就農するものです。

受人は今回の申請で3,006㎡の農地を経営することとなり、個人で年間200日、世帯では年間300日農業に従事する計画です。

5ページ総括表をお願いいたします。

申請件数は合計3件、移動の土地は、田1筆3,006㎡、畑3筆2,749㎡、合計5,755㎡です。

以上3件につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

以上になります。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第35号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第36号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

6ページをお願いします。議案第36号農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。  
7ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積、申請事由朗読)

こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、申請事由朗読)

こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

8ページ総括表をお願いします。

4条の申請件数は、2件転用の土地は、全て畑で2筆 502㎡、合計 502㎡です。

以上4条の申請2件につきましては、立地条件及び一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第36号農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第37号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

9ページをお願いします。議案第37号農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。10ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは資材置場を設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たします。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場・資材置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは障がい者支援施設を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号7申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは学習塾を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号8申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは障がい者支援施設を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号9申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場・物干場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号10申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

引続き11ページ、12ページをお願いします。

こちらは工場を建築します。農地区分は第2種農地です。お手元に配布してあります2枚つづりの図面(位置図・平面図)をご参照ください。場所につきましては、稲沢市役所から南西方向に約4.0kmの位置にあります。2枚目をお願いします。駐車台数は14台で工場を建設します。

雨水につきましては透水性(砕石)の部分とアスファルト舗装部分に分かれておりますが、排水については北側の地下貯留施設に集中させ、そこから北東の位置に設置する排水管に排水します。

なお、この申請につきましては、申請地の面積が3,000㎡を超えるため、農業委員会の審議を経て8月10日に愛知県の常設審議委員会へ再度諮る予定です。

つづきまして、13ページをお願いします。ここからは権利設定の案件です。

(番号11申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号12申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは農業用倉庫を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号13申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号14申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号15申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たします。

(番号16申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たします。

(番号17申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場・資材置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号18申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号19申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

つづきまして、14ページの総括表をご覧ください。5条の申請件数は21件(4条含む)、転用の土地田 24筆 7,557㎡、畑(大変申し訳ございません15筆ではなく16筆です。) 4,067㎡ 合計 11,624㎡です。(耕地計と農地計は39筆ではなく40筆です。)

以上5条申請21件(4条含む)につきましては、立地条件および一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第37号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛

知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第38号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案15ページをお願い致します。

議案第38号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、同条第1項の規定により農業委員会の議決を求める。

本日付け提出、会長名でございます。

16ページをお願いします。

こちらは、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける農用地利用集積計画になります。

(申請地を朗読)

使用貸借権の設定は2筆です。

貸借期間は令和3年9月1日から令和13年12月31日です。

17ページ総括表をお願いします。

田1筆644㎡、畑1筆585㎡、合計2筆1,229㎡になります。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第38号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6議案第39号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案18ページをお願い致します。

議案第39号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用配分計画に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定による農用地利用配分計画を次のとおり受理したので、同法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

19ページをお願い致します。

こちらの案件につきましては、先ほどの集積計画の中で中間管理機構が借り受けた農地について耕作者へ配分する計画となります。

(申請地を朗読)

使用貸借権の設定は2筆です。

貸借期間は令和3年9月1日から令和13年12月31日です。

20ページ総括表をお願い致します。

田1筆644㎡、畑1筆585㎡、合計2筆1,229㎡になります。

以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。議事参与の制限により、田中倫雄委員は、採決に加わることはできませんので、よろしく申し上げます。

議案第39号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第7議案第40号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。



【事務局】

総会提出議案 21 ページをお願いします。

議案第 40 号相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるため、次のとおり証明願いを受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

22 ページをお願いします。

(番号 1 特例適用農地、被相続人、相続人、相続開始日、取得農地経営開始日を朗読)

(番号 2 特例適用農地、被相続人、相続人、相続開始日、取得農地経営開始日を朗読)

(番号 3 特例適用農地、被相続人、相続人、相続開始日、取得農地経営開始日を朗読)

これらの適用農地につきまして現地確認をした結果、適正に管理されていました。

25 ページ総括表をお願いいたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、3 件

田 11 筆 13,212 m<sup>2</sup>、畑 14 筆 5,640 m<sup>2</sup> になります。

これらの申請については、全て特例適用要件を満たしており、支障等はないものと考えます。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 40 号相続税の納税猶予に関する適格者証明については、原案どおり証明することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり証明することに決しました。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

長時間、御審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

これもちまして、令和3年第7回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 35 分閉会

令和3年第7回稲沢市農業委員会総会会議録

令和3年7月26日 産業会館大会議室

令和 年 月 日

会長

近藤 晴義

4番委員

吉田 高雄

6番委員

永井 龍右